

【一般社団法人品質工学会/規程】規 0010 号

品質工学会日本規格協会理事長賞規程

主管 審査表彰部会

制定 2015 年 12 月 14 日

改定 2020 年 12 月 10 日

第 1 章 総則

(目的)

第1条 品質工学会に一般社団法人日本規格協会（以後日本規格協会）より授与される品質工学会日本規格協会理事長賞（以後理事長賞）を設ける。

(趣旨)

第2条 理事長賞は広く日本の標準化に貢献すると思われる成果に対して与えるものであるが、品質工学の実践と普及をとおり、個別企業や研究組織などの組織体への継続した貢献ないしは社会への貢献を重視する。

(賞の授与)

第3条 理事長賞は 2 条 1.の趣旨に沿って応募された、品質工学の実践と普及に貢献した個人ないし組織体に授賞する。

2. 応募は、自薦・他薦を問わない。また、賞の数は毎年原則 1 件とする
3. 審査の結果、該当する個人ないし組織体がないときは、その年度は賞を贈らないことがある。
4. 品質工学会の他の賞とは独立とし、重なって授賞されることを妨げない。
5. 審査費用の一部ならびに賞としての盾などと賞状と副賞を協会より授与される。

第 2 章 審査体制

(審査体制の設置)

第4条 品質工学会内に日本規格協会理事長賞審査委員会（以後審査委員会）を設置する。

2. 審査委員会の構成は、審査委員長を日本規格協会理事長とし、日本規格協会から委員長とは別に委員を 3 名、品質工学会から委員を 3 名任命する。
3. 審査委員は、主管部門の提案を受けて、部会長会で決議する。
4. 審査委員会の下に審査事務局を置く。
5. 審査委員の氏名は、審査委員長以外は公表しない。

第 3 章 審査方法と賞の決定

(募集)

第5条 審査は、公募をもって開始する。推薦者または候補者は応募書を審査事務局に提出する。

(資格)

第6条 候補者は品質工学会員であるとする。候補者が組織体の場合にはその組織に品質工学会員が所属していることとする。

(審査)

第7条 審査委員会は自薦および他薦された個人、組織体の候補の中から審議の上、日本規格協会理事長賞にふさわしい個人あるいは組織体を選定する。

2. 審査委員会は、日本規格協会に審査結果の承認を求める。

3. 日本規格協会は審査委員会の審査結果を尊重し、選定された個人あるいは組織体への賞を確認するものとする。

4. 賞は、日本規格協会の承認を得た候補者を当品質工学会理事会の承認をもって決定とする。

(審査基準)

第8条 審査基準は、別途定めるものとする。

第4章 告示

(会告)

第9条 品質工学会理事会にて受賞者を決定後、すみやかに審査表彰部会名で審査結果を学会誌に会告として掲載すると同時に受賞者に告知する。

第5章 表彰

(表彰日)

第10条 表彰は原則として品質工学研究発表大会において日本規格協会理事長より授与される。

(賞ならびに副賞)

第11条 協会より、表彰状ならびに盾が授与される。副賞として、一般財団法人日本規格協会より出版されている田口玄一論説集（全4巻）を授与される。

第6章 守秘義務

第12条 審査委員長および審査委員ならびに審査事務局の構成員は選考および審査の経過・内容について、授賞後といえども他に漏らしてはならないものとする。

第7章 規程の改訂および廃止

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、主管組織または理事の発議に基づき、主管部門が立案し、理事会で決議するものとする。

付則

1. 本規程は、2015年12月14日より施行する。

付議事項

1. 規程の運用ならびに内容の検討については、協会と連絡を密にとるものとする。

改定記録

◇ 2020年12月10日

当学会が任意団体から一般社団法人へと移行したのに伴い、見直しの上で改定。